昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和三年五月十五日発行　SSKP　通巻第7656号

SSKP 脊損ニュース

5月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝https://www.zensekiren.jp/

▲休暇村　妙高

〒949-2235
新潟県妙高市関山
ＴＥＬ　０２５５－８２－３１６８
ＦＡＸ　０２５５－８２－３１６９

https://www.qkamura.or.jp>myoukou

バリアフリールーム　１部屋
ツイン仕様
１泊　２食付　￥１１，５００～
＋￥１５０（入湯税）

※曜日、季節、天候によって変わります。
その他、お問い合わせください。
（情報提供　編集部）

〈５月号目次〉

公開講演会
ピアサポートの取り組みについて
その３　文責　編集部 …… 3
講師　千葉リハビリテーションセンター

2020年度　要望活動　開始される …… 6

災害時における要配慮者支援 …… 8
千葉県防災危機管理部

減災《減災意識をたかめる》 …… 10

連載　世界は開いているから仕方がない
村山哲也 …… 15

事故当時の記憶は今でも鮮明に覚えている
…… 16

万華鏡24・豪雨災害支援金のお願い … 17

組織部報告・編集後記 …… 18

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.5.15 SSKP 通巻第7656号

毎日のアミノサポート週間で、
効果的にアミノ酸を補給、からだをしっかりサポート

アミノサポート

体力回復　老化防止　栄養補給

皮膚組織の耐久性、身体機能、免疫機能は着実にアップ！！

「アミノサポート」は、天然型アミノ酸を使用しており、必須アミノ酸の他、加齢とともに体内で作られる量が低下してしまう非必須アミノ酸、体調を整えるビタミン・ミネラルがバランスよく**26種類配合**されています。

9種類 必須アミノ酸
イソロイシン・ロイシン・メチオニン など

3種類 非必須アミノ酸
アルギニン・グルタミン・プロリン

11種類 ビタミン
ビタミンC・B1・B2 など

3種類 ミネラル
カルシウム・マグネシウム・鉄

夏のまとめ買いキャンペーン!!

対象期間 2021年6月15日(火)▶ 7月30日(金)まで!!

注文数＋おまけ	価格(税込)	セット1箱あたり(税込)
4箱＋1箱	16,200円	~~4,050円~~→3,240円
8箱＋2箱	31,320円	~~3,915円~~→3,132円
12箱＋4箱	45,360円	~~3,780円~~→2,835円
24箱＋8箱	88,560円	~~3,690円~~→2,767円
36箱＋12箱	131,760円	~~3,660円~~→2,745円

わたくしは、医療従事者の観点から、アミノ酸をバランス良くスムースに摂取できる『アミノサポート』をお勧めしております。

野呂田 秀夫
現メディカルクロッシングオフィス主宰
NPO法人格闘メディカル協会会長

「アミノサポート」を飲み始めてから、疲労回復が早くなったので、気力がでて積極的に動けるようになりました。風邪もひきづらくなり、体調を崩すことが少なくなりました。

商品のお申し込み・お問い合わせはこちらまでご連絡ください。(WEBサイト・メールでも受付可能)

☎ 03-3377-2361
日本ヘルスケア株式会社
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12
WEBサイト https://www.jhckk.co.jp　MAIL jhc@jhckk.co.jp　FAX 03-3377-2214　営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.5.15 SSKP 通巻第7656号

全国脊髄損傷者連合会　千葉県支部

公開講演会

ピアサポートの取り組みについて

その3

千葉県千葉リハビリテーションセンター
リハビリテーション療法部成人心理発達科　心理士　三宅　純子　氏
総合相談部入退院支援室　ソーシャルワーカー　石井さや香　氏
全国脊髄損傷者連合会千葉県支部より　露崎　耕平　氏
佐藤　翔太　氏

文責　編集部

脊髄損傷等の患者さんを受け入れている障害者病棟の退院同行についてお話したいと思います。

５年前、平成27年度は、延べ退院者数が66名、内49名が脊髄損傷患者さんで、中央値年齢が59.5歳でした。平成30年度は退院者数が80名、内56名が脊髄損傷患者さんで、中央値年齢が66.5歳。昨年度は83名の退院の内54名の脊髄損傷患者さんで、年齢が64歳。今年度はまだ途中なんですが、一応今のところ42名の退院の内27名が脊髄損傷患者さんで年齢は66歳ということです。

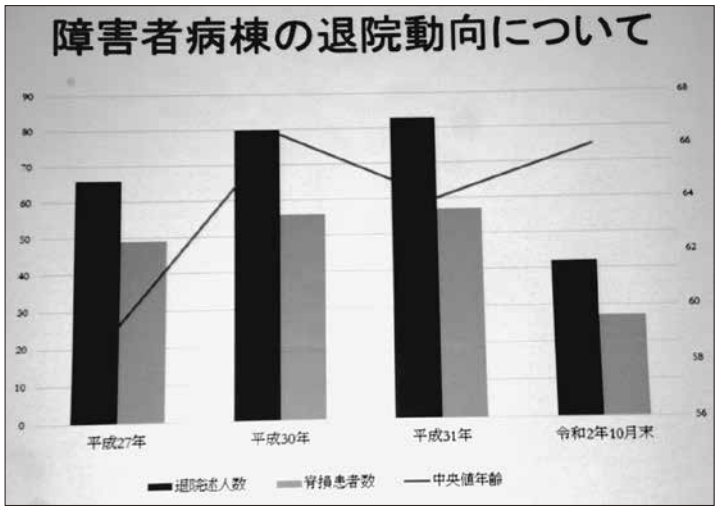

ここでお伝えしたいのが、５年前にくらべて年齢がかなり高齢、上がってきているということです。

ここでは「重度頸髄損傷者数について」（次頁）があります。重度の頸髄損傷者というと、どこからが重度になるのかということになるのですが、一応今日の発表では、退院時において四肢麻痺で食事等生活に介助を要する方と対象を絞らせていただきます。

そうすると平成27年度には頸髄損傷者の32名の内、重度の頸髄損傷の患者さんが５名でした。昨年度は32名頸髄損傷者数の内、重度の方が10名でした。今年度は、18名、頸髄損傷者数の内９名が重度の方で、これは既に退院している方の人数なのですけれども、今、入院していて今年度中に退院する方も含めますと、今年度はトータルで今の時点で重度の方が17名ということで、かなり重度の頸髄損傷者の数が増えている状況です。また、60代、70代の受傷者が多いです。これに伴って平均１ヵ月強の入院期間を持っていて、受け入れ患者さんがなかなか受け

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.5.15 SSKP 通巻第7656号

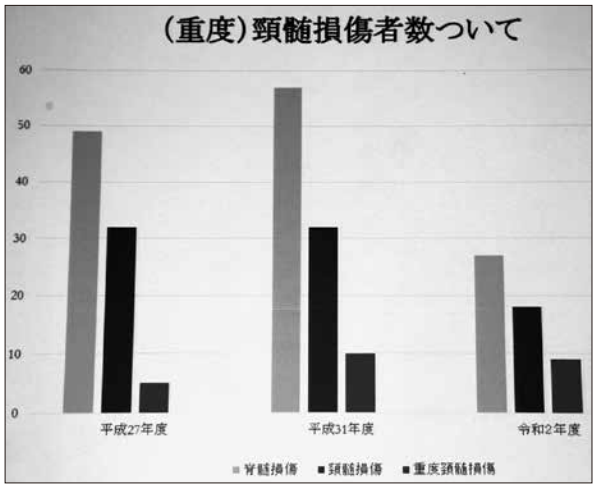

入れられない状況になっています。

このような頸髄損傷者さんが、ピアサポートに応えられていないという課題がありまして、患者さんから、自分と同じぐらいの方が家で生活している様子を知りたいという希望が、とても多く寄せられています。他の方たちも先ほどいったご家族の支援についてとか、今はすごい情報がいろいろな所から取れるようになって、つながろうと思えば世界中どこでもつながることができるのですけれども、一方では、実際にお会いして話をする、聞くということの大切さというのを、この場で一緒に考えていけたらと思うのです。

露崎　対面して話すというのは、オンラインも同じようなスタンスだと思うのです。ですから実際にあって話をするというのは、人対人ということですので、どんなことでもそうですけれども、人と人が会ってその雰囲気を感じ、相手と私がどういうことに関連して話すかというところが、とても重要なところだと思っております。そこで、例えば、話している状況を見て「この人、今、こういったところを聞いてるけども、こういったことには興味がないんだな」とか、そういった、表情を見ながら話をしたり、空気感をつかんだということが大事で、それはもう会って話すしかないと思います。オンラインの問題でもそうですけども、ピアサポートというのは、やはり会って話をすることで、お互いの空気感を感じることが重要かなと思っています。

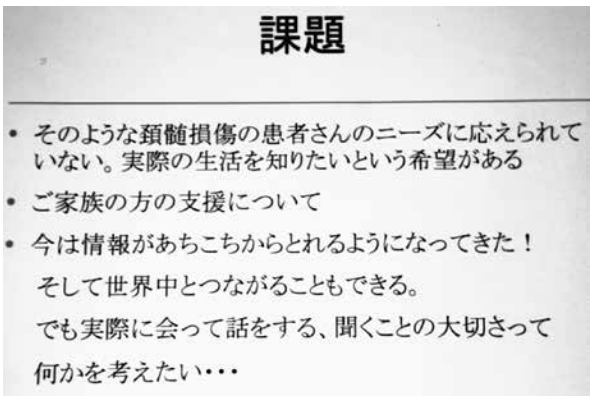

佐藤　やはり会って話をするということが、基本なのかなと思います。オンラインでもそうですけど、伝わらなくはないですが、実際に会って話をして、お互いそうですけれども、雰囲気で、質問しやすく、いろいろなことを聞いてみたいなと思ってもらえるように心がけしたいですし、何を質問していいか分からないという状況の中でも、何でも聞いてくれたらいいなというので、会って話していくというのが一番いいのかなと思います。

今日、発表をさせていただいたりとか、ここで話をさせていただいている中で、オンラインというのは、間口を広げるということは、例えば、ちょっと遠方におられる方でも参加していただけたり、ついこの間ちょうど、ベッドから動けない、車いすに乗ることが難しいけれどもお話は興味があるという患者さんが、ベッドサイドにタブレットを持って行き、それにつないで見ていただくという試みもしたりしました。

そういう、実際は参加しづらい方が参加しやすくなったり、あと実際お家を見せていただけたりという。間口を広げつつ、やはり画面越しになってしまうので、ちょっと機械的な無機質な感じが出て、微妙な表情だったりとか、ちょっとした声のトーンだったりとか、そういうのが拾いにくくなると、ポンポンポンという会話のやりとりがしづらくなって、くだけていきにくい、間口は広がるけれども、くだけていきにくいというところの、メリット、デメリットがあるところかなと、お話していく中で感じました。

画面とかメールとか電話というよりかは、実際にお会いすると、何かすーっと何か解

けるというか、そういう感覚、壁か何かがちょっと解けるという、そういう感覚がすごくあると思っています。

今後に向けて、ピアサポート活動をどうしていきたいかということをお聞きしたいと思います。

露崎　今後にむけて、抱負というか目標ということですが、いろいろな病院で実施していまして、最初に参加するときとか、心の整理とか、できないことと向き合うという状況の中でも、実際に参加されて直接会ってみますと、「車に乗ってここまで来ました」、「こういうふうにしてますよ」みたいな、小さいけれど自分のできることを知ってもらうことで、希望を持って入院生活なり、退院後の生活なりをしてもらえるといいなと思うのです。ですからあちこちというか、いろいろなところで周知して、こういう活動をしていけたらと思います。

佐藤　ピアサポートは私たちも、とても重要なことだと思っているのです。その人が何をやりたいか、そのゴールにたどり着くために、情報はとても大事なので、情報がないがためにそこに着くまでが、1時間で行けるところが10時間かかってしまうということもあり得るのです、遠回りしてしまって。1時間で行かれれば、その分他の時間に使うこともできますし、もっと深めることもできます。時間はとても大切ですし、情報も大切なので、そういったやり方をいろいろなところでやっていけたらと思います。

最初、病院の中に部外者が入って行くということは、なかなか難しい話ではあるのですけども、一番に考えていただきたいのは「患者さんにとって何が大事なのか」というところです。難しいのは分かるのです、難しいのは分かっているのですけども、その患者さんにとって、患者さんが外に出て行くことに対して何が大事なのかということを、一番に考えていただきたいです。

行政側でもやれるような体制と、自分たちもそれなりに、例えば、情報が古くならないように、いつも車で移動しているけれども、同じような所に行くにも、あえて公共交通機関を使って行ってみるとか、わざと違う所に行って、今こういうふうになっているとかというのを、自分たちの中の情報もアップデートしながらやっていくということも、自分たちの仕事の中で必要なのかなと思っております。そういったところをお互いに話し合って、高めていければいいなあと思っています。

そうですね。先ほどお話があった資料作りとか、いろいろとこれからも話し合いを重ねながら、“患者様ファースト”で私たちも考えていきたいなというのがあります。

目標ですが、このコロナ禍がいつ終息するか分からないのですけれども、連合会の皆さんとお話をする機会を設けたり、なかなか外に出られない重度の患者さんと、そういうリモート的な手段として、ちょっと深めていきたいと考えています。

いつかコロナ感染状況が落ち着いてきたら、再開していただいて、お話をするという形をぜひ作っていきたいと思っています。オンラインを併用しながらとか、これらの手段が新たな可能性も見えてきているのかなというところが、今はちょっと窮屈な感じがあるのですが、この試みが前向きなものにつながっていくといいなあと思っています。

これで、私たちのシンポジウムは終わりにさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

（終　了）

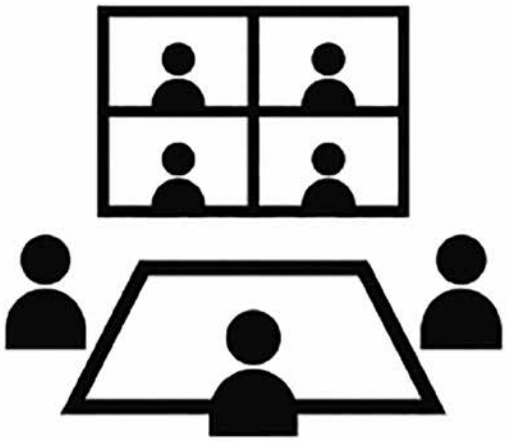

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2021.5.15 SSKP 通巻第7656号

2020年度 要望活動　開始される

令和２年10月12日

国土交通省

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事　大濱　　眞
バリアフリーWG委員長　小林　光雄

バリアフリー関連についての要望（回 答）

その５

（３月号からの続き）

要　　望

３．パーキングパーミット制度について

○車椅子使用者用駐車施設は、車椅子ユーザーにとって日常生活や社会参加に必要不可欠ですが、健常者などの不適正利用によって深刻な問題が生じています。その対策として、佐賀県から始まったＰＰ制度は多くの府県に広がり、国土交通省でも「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」などで検討されました。しかし、現在でも８都道県が未導入です。

○また、欧米では車椅子使用者用駐車施設に一般の車両が駐車した場合は、罰則金が発生することが一般的です。

○したがって、未導入自治体を待つことなく「パーキングパーミット制度の基準」を国が策定してルールの統一を図り、車椅子使用者用駐車施設の適正利用を図るための制度を創設していただきたい。

回　答

○　本年５月に成立した改正バリアフリー法においては、車椅子使用者用駐車施設など高齢者、障害者等が円滑に利用する上で周囲の配慮が必要な施設について、

・国民に対しては適正利用の努力義務を、

・公共交通事業者等の施設設置管理者に対しては必要な広報活動、啓発活動等の努力義務を、それぞれ課すこととしております。

○　他方、バリアフリー法に基づく「車椅子使用者用駐車施設」（幅3.5m以上）以外の一般駐車区画（幅3.5m未満）も含めた「障害者等用駐車区画」を設定し、視覚障害者、妊産婦など利用者を限定して利用証を交付する「パーキング・パーミット制度」が、39の府県において導入されているところです。

⇩

○　国土交通省が平成29年度に開催した検討会※　においては、「全国一律の制度とすることや罰則制度の導入については、国民のコンセンサスが得られている状況にはない」と結論づけられたことから、平成30年度に、パーキング・パーミット制度の事例集を作成し、こうした自治体における取組みの周知を行っているところです。

※平成29年度　「パーキング・パーミット制度の導入促進方策検討会」

○　また、令和元年度に国土交通省が行った調査※　において、車椅子使用者用駐車施設が適正に利用されるための取組として「罰則の導入」が必要と回答した人の割合は約３割にとどまっており、国民のコンセンサスが得られている状況にはないものと考えています。

※国土交通行政インターネットモニターに対するアンケート調査（令和元年12月実施）

○　国土交通省としては、引き続き、パーキング・パーミット制度の周知・普及に努めるとともに、今回の法改正の趣旨を地方公共団体、施設設置管理者等に広く周知し、障害者等が車椅子使用者用駐車施設を利用しやすい環境の整備を推進してまいります。

【担当省庁】総合政策局安心生活政策課

終　了

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2021.5.15 SSKP 通巻第7656号

全国脊髄損傷者連合会　千葉県支部

公開講演会

災害時における要配慮者支援

千葉県　防災危機管理部　防災政策課
地域防災力向上班

その１　（文責　編集部）

１　災害について

〈１．災害とは何か〉ということです。

「人が居住していないサハラ砂漠で大地震が発生しました。これは災害でしょうか、それとも災害とはいわないでしょうか？」。

災害とは、災害対策基本法という法に規定されております。地震や津波、暴風または台風、豪雨、火災などの中により生じた被害のことをいいます。ですので、人がいない所で発生したものは災害ではなく、ただの自然現象となります。

災害とは？

災害の種類

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（災害対策基本法第２条第１号）

Ａ．ひとがいないところ、被害が出ないと災害ではない。
被害が無ければただの自然現象。

日本に長くお住まいですので、ご存じだと思いますが、日本は地震大国であります。日本の国土面積は約38万平方キロメートル、世界の約0.25％、地球の全表面積の約0.07％しかございません。しかし、世界中で発生する地震の10％が日本とその周辺で発生しております。さらに、マグニチュード6.0以上の大きな地震に関してましては、世界の約20％が日本の近海で発生しております。これはもう1999年～2008年までの古いデータですが、日本が世界有数の地震多発地帯であることが分かるかと思います。

明治以降、日本で100人以上、死者・行方不明者を出した地震の一覧があります。

関東大地震、兵庫県南部地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震などは、有名な地震かとは思います。

兵庫県南部地震は、阪神淡路大震災、東北地方太平洋沖地震は東日本大震災を引き起こした地震です。地震そのものの正式名称は、東北地方太平洋沖地震であり、引き起こされた地震、福島原発を含む災害の総称が東日本大震災です。

その死因についてなのですけれども、すべて主な原因が異なっております。

関東大震災につきましては、家屋が密集した当時の建築事情と、昼の12時に起こったという時間帯で、大火、火事で多くの方が亡くなりました。

阪神淡路大震災は、耐震基準を満たさない木造家屋密集地帯であり、また起こったのが早朝であることもありまして、寝ている方が大半であった他、家屋倒壊でたくさんの方が亡くなりました。

東日本大震災は説明不要かとは思いますが、津波で多くの方が亡くなられました。

熊本地震ですが、余震が極めて長期間続いたことが特徴で、震度７による家屋倒壊で50名の方が犠牲になりました。その後の避難所生活などの長期化で、体調を崩して亡くなる方がそれ以上になってしまいました。災害関連死とは、避難生活で亡くなられた方のことをいいます。

災害が起こるたび、異なる被害が起こり、その被害に学んで、こういった防災の関係の取り組みが進みました。関東大震災を契機に、家屋の耐火性が進みました。今、同じ規模の地震が起きたとしても、まず同じような大火は起こりません。また、今は災害が起こるたびにボランティアの方が全国から集まって、被災した地域の復旧復興への大きな力になっています。阪神淡路大震災のときまでは、災害ボランティアという概念は日本にはほとんどありませんでした。

こうした災害はいつ起こるか分かりません。そのために日頃からどのような災害が発生するのかを考えて、準備しておく必要があります。特にいつ起こるか分からないのが地震や津波です。地震や津波は台風のように事前に予測ができないことから、日頃の備えが必要となってきます。

・千葉県における被害想定

千葉県ではどんな地震、津波が想定されているのか。それを紹介したいと思います。

県が平成28年に発表した〈千葉県地震被害想定調査〉の図があります。県では実際に大規模地震が発生した場合に、被害がどの程度になるのかというのを想定しており、その被害想定を元に地震に対する防災対策に取り組んでおります。この調査では千葉県の地域特性を考慮しまして、まず一番に県の北西部で直下地震が起きた場合、二つ目に房総半島沖で地震が置き津波が発生した場合などのパターンを想定して、どんな被害が発生するのかを調査しました。なおこの地震は県内の被害が大きくなる場所を震源としたものであり、特に今後発生する確率が高い地震というわけではございません。　（続く）

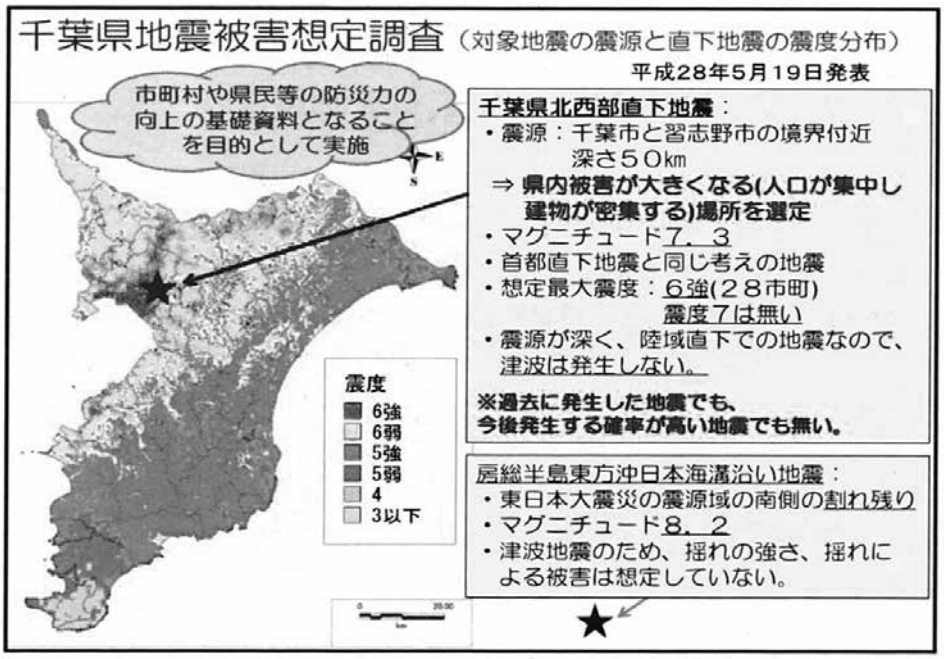

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.5.15 SSKP 通巻第7656号

減GENSAI災

《減災意識をたかめる》

災害と障害者

非常食の配布場所も分からず何も食べず過ごした

避難所で頼れる人なく

弱視の鈴木さん 津波逃れても困難

障害者は災害発生を覚知できないことがある上、「周囲に迷惑がかかる」と避難所に行くことを控える人もおり、救援の手が届きにくい。東日本大震災から10年。地域の住民は何ができるか。各地で災害弱者を取り残さないための模索が続く。

「ガラス食器がぶつかる音が聞こえると、今も息ができないほど苦しくなる」。宮城県石巻市の鈴木明美さん（60）は東日本大震災の被災者だ。難病の多発性硬化症に伴う弱視で、視野の95％が欠け、薄いカーテン越しのようにしか見えない。全身に常に痛みもある。

10年前、体調が悪く自宅で寝ていた時に地震が襲った。家が揺れているのか、具合が悪化したのか。分からないまま庭に出てうずくまったところを近隣の女性に助けられた。

腹部まで水が迫る中、自転車店の２階へ。引き波とともに四方から巨大な金属音ががんがんと押し寄せた。全身に水をかぶったが、女性と手を取り合い、命は取り留めた。

避難先の小学校では頼れる人もなく１人きりに。次々と被災者が訪れて、配置や通路が変わると、一度聞いたトイレの場所が分からなくなる。周囲に尋ねると「前に教えたでしょ」と迷惑がられ、配給の水を飲まずに我慢するしかなかった。

薬もなく体は動かず、寝返りさえ痛い。掃除などの避難所運営に関われないでいると「高齢者も動いているのに」と避難された。「自分が悪い。我慢しなければ」。非常食の配布場所も分からず、何も食べず過ごした。

安否が分からなかった夫と３日目に再会でき、自宅へ。１階は床が抜け、余震のたびに傾く。食料が乏しく避難所を訪ねても「避難所の人の分しかない」。支援のために避難所に戻っても居場所はない。結局、半年間、自宅２階で生活した。

今は災害復興住宅で暮らす。体調が悪い時は車いすを使うのでバリアフリー住宅を希望したが落選。市は「常に車いすを使う人が対象」と説明する。仕方が無いが「難病は症状が一定ではない。悪い時の状況も考慮してほしかった」と話す。

× × × ×

震災の影響で状態が悪化した人もいる。福島県浪江町で被災した志賀千鶴さん（63）は約30年前から統合失調症を患う。「もっと早くSOSを出せればよかったが…」。東京電力福島第１原発事故で高齢の両親とともに二本松市などに避難する中、10日分ほどあった薬が切れた。でも、突然の避難に目の前のことしか考えられず、慌ただしくする周囲に頼ることもはばかられた。しばらくすると「トイレ掃除をしろ」「何をもたもたしているのか」と責め立てる声が聞こえるように。幻聴が再発した。

あれから10年。症状は次第に軽減したものの、幻聴は浪江町に戻った今も残る。あの日以来、引っ越しは７回に及び、症状にも影響したと感じる。ただ、一番心に引っかかるのは被災直後のこと。「障害や持病のある人が避難所や病院とつながって薬など必要な手助けをすぐに受けられる工夫があるといい」

福祉と防災 縦割り解消

ケアマネ連携し避難計画

障害がある人や高齢者の災害時の避難方法について、本人やケアマネジャーなどの福祉専門職、地域住民らが話し合って計画を作る動きが広がっている。日頃から連携することで、行政の福祉部局と防災部局の縦割り状態を解消し、避難時に支援が必要な人の逃げ遅れを防ぐ狙い。国も取り組みを後押しする方向だ。

計画は「災害時ケアプラン」。大分県別府市で2016年、社会福祉協議会職員として被災地支援にあたってきた村野淳子さん（57）らの提案で始まった。村野さんが調整役を務め、まずは水害などが起きやすい地域に住む当事者に働き掛ける。その人を担当する福祉専門職や自治会を集め、車いすを使ってどのように逃げるのか、避難所ではどのようなスペースを確保するのかなどを協議。既に56人が計画を作り、避難訓練を通じた「実証実験」を終えた。

兵庫県は別府市の取り組みを参考に、福祉専門職向けの防災研修を実施する。修了者は災害時ケアプランの作成１件につき、７千円の報酬を自治体から受け取れる。18年度に２市町でモデル事業を始め、他の市町へ徐々に広げた。20年度は約480人が研修を終えた。

政府は近く災害対策基本法の改正案を国会に提出し、要支援者の個別計画作成を市町村の努力義務とする方針。災害時ケアプランを念頭にモデル事業などを行い、自治体職員と福祉関係者の連携を促す考えだ。

期限切れ備蓄食

廃棄せず消費して

国民生活センター

安全性調査「問題なし」

賞味期限が切れた備蓄用食品の安全性を国民生活センターが調べたところ、品質の問題は確認されなかったことが分かった。東日本大震災10年の節目に合わせて、初めて調査した同センターは「一律に廃棄するのではなく、適切な消費を」と呼び掛けている。期限切れに気付いた段階で食べ、非常食を入れ替えたり、備蓄の在り方を見直したりすることが必要といえそうだ。

長期保存が可能な米や麺類、缶詰、飲料水などは、ホームセンターやインターネットサイトなどで販売されており、手軽に入手できる。その一方で、床下収納などに保管されたままとなり、必要な時には賞味期限を経過しているというケースが少なくない。

「７～８か月前に備蓄用に購入したレトルトのご飯を電子レンジで温めようとしたところ、青カビが生えていた」「備蓄用のレトルトカレーが半年以上、賞味期限を過ぎていた。味に変化はなかったが、食べても支障はないか」…。全国の消費生活センターには、非常食に関する相談が2015年度以降に200件余り寄せられたという。

そこで国民生活センターは昨年９月から今年１月にかけて、消費者から提供を受けた賞味期限切れの備蓄食品101点を調査。期限を10年以上過ぎた商品もあり、容器や包装の外側にへこみやさびなどがみられたものの、内側や内容物に異常はなく、明らかな変色や異物は確認されなかった。

また、微生物試験を行った81点のうち、水や湯を入れて食べるアルファ化米と麺類の計４点から細菌が検出されたが、「腐敗が進行している様子はなく、法令に照らして問題となるレベルのものはなかった」。カップ麺とスナック菓子も油脂の劣化はなく、アルファ

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2021.5.15 SSKP 通巻第7656号

化米のでんぷんの状況も炊飯直後と同程度だった。パックご飯はそのままでは硬く粘りもないが、食べる前に加熱すれば問題ない状態だったという。

今回の結果を踏まえ、同センターは「食品を備蓄する際は、賞味期限や包装の状態を定期的に確認し、入れ替えを行うとよい。表示された方法を守って保存するとともに、一度開封した食品は期限に関係なく食べきるようにしてほしい」と助言している。

１週間分の確保を推奨

切迫性が指摘される首都直下地震や南海トラフ巨大地震を乗り切るため、国や自治体は「最低３日分、推奨１週間分」の備蓄を求めている。ただ、全て非常食で賄うのではなく、日常的に消費する食材を多めに買っておき、使用した分を買い足す「ローリングストック」が提唱されている。

国民生活センターが20～60代の男女３千人に実施したインターネットアンケートでは、備蓄食品で最も多かったのは「飲料水」で83.9％。「乾麺、カップ麺」（65.0％）、「缶詰」（64.6％）、「レトルト食品」（56.5％）と続いた。約半数が１年に１回以上は商品の入れ替えを行っていたが、「備蓄食品の入れ替えはしない」（7.4％）との回答もあった。

備蓄食品の賞味期限が切れた経験については、65.5％が「ある」と答えた一方で、保管していた備蓄食品の品質に何らかの異常がみられたかどうかは、回答者全体の86.2％が「異常がみられたことはない」とした。

備蓄する上で困っていることとして、「賞味期限の管理が大変・面倒」（52.7％）、「新しい商品と入れ替えのが大変・面倒」（43.9％）、「何を備蓄したらよいかわからない」（14.9％）などが挙げられた。

こうした悩みを解決するためにも、ローリングストックの必要性が強調されている。農林水産省のウェブサイト「家庭備蓄ポータル」では、栄養バランスや家族の人数などに応じた備蓄の要点を解説。カセットコンロやラップなどの便利グッズ、湯煎調理の方法と手軽なレシピ、昔ながらの保存食も紹介している。

ポテトチップスも選択肢に
菓子メーカーが自治体とタッグ

菓子の定番ポテトチップスも備蓄に…。「ローリングストック」という考え方が、災害時の備蓄方法として注目されている。子育て家庭では、米やレトルト食品などだけでは子どもが飽きる可能性があり菓子を備えておくのも一案だ。

菓子メーカーの湖池屋は本社がある東京都板橋区と連携。３月11日に実施された区の防災訓練に参加した住民らに、限定ラベルのポテチを抽選でプレゼントした。中身は市販品と同じのり塩味だが、ラベルには地元の東京家政大や板橋区が発信する防災情報にアクセスできる２次元コードを付けた。

同社のポテチは賞味期限まで約６カ月ある。広報によると、これまでも防災用の備蓄として使えると小売店などにアピールしてきたが、ほとんど注目されなかった。「区との連携を機に、防災にも役立つお菓子と知ってもらえたら」と期待する。

子育て家庭の防災啓発に取り組むNPO法人、ママプラグ（東京）の冨川万美理事は「災害時の備蓄は、子どもや家庭が少しでも安心して避難生活を送るためのもの。保存が利き、手軽に炭水化物や塩分を取れるポテチも十分、選択肢の一つになる」と話している。

生活保護引き下げ訴訟、原告側の請求を棄却

札幌地裁

国が2013～15年に実施した生活保護基準額の引き下げは「生存権」を保障した憲法に違反するとして、北海道内の受給者ら約130人が、自治体が生活保護費を減額した決定の取り消しを求めた訴訟の判決が29日、札幌地裁であった。武部知子裁判長は、原告の請求を棄却した。

同種訴訟は全国29の地裁に起こされ、判決は３例目。昨年６月の名古屋地裁は原告の請求を退けたが、今年２月の大阪地裁は減額決定を取り消し、司法の判断が分かれていた。

国は13～15年に３回、生活保護費のうち、衣食や光熱費など日常生活に必要な「生活扶助」の基準額を引き下げた。デフレによる物価下落や低所得世帯の消費実態を反映させ、見直しによる削減額は全体で約670億円とされ、削減幅は平均6.5％で、最大10％に及んだ。

原告は14～17年、憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害されたとして、道と札幌市など５市を相手取り提訴した。

裁判の争点は基準額の引き下げに、厚生労働相の裁量権の逸脱があったかどうかだった。

原告側は、原油価格の高騰などで一時的な物価上昇が起きた08年を起算点としたことで物価の下落率が大きくなったと指摘し、恣意的な算定だと批判する。消費者物価指数より下落率が大きい「生活扶助相当CPI」という独自の指数に基づき、受給者の支出が一般世帯より低いとされる、テレビやパソコンといった家電の物価下落が過大に反映されたなどと主張。厚労相の判断過程に裁量権の逸脱があったと訴えた。

一方、被告側は基準の改定には厚労相の広い裁量権が認められていると主張。08年９月のリーマン・ショックなどの影響で、賃金や物価、消費が落ちたのに基準は据え置かれ、同年以降の経済動向を反映させる必要があったと反論した。

命軽視する判決再び

生活困窮者を支援するNPO法人「ほっとプラス」の藤田孝典理事の話　　名古屋地裁に続き、国民の命や暮らしを軽視する最悪の判決だ。財政事情を理由に生活保護の基準額が引き下げられ、最低限度の生活が送れなくなっている人々の声を、国や裁判所は受け止めるべきだ。引き下げで、受給者は外出する機会を減らすなど自制する意識が強くなり、普段の生活に大きな支障が出かねない状況だ。新型コロナウイルスの感染拡大で収入が減り、生活保護を受給するかどうか迷っている人も諦めてしまうかもしれない。政府は国の借金に縛られず、貧困が広がらないよう生活を重視した施策を取るべきだ。

一方、減額決定を取り消した判決

生活保護費の減額決定、取り消す判決

大阪地裁

国が2013年に実施した生活保護基準額の引き下げは生存権を保障した憲法25条に反するなどとして、大阪府の受給者ら約40人が、生活保護費を減額した決定の取り消しなどを求めた訴訟の判決が、大阪地裁であった。森鍵一裁判長は、厚生労働相の判断の過程について「過誤、欠落がある」として裁量権の逸脱を認定し、受給者に対する減額決定を取り消

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2021.5.15 SSKP 通巻第7656号

す判決を言い渡した。

生活保護基準は、保護を受ける条件を定めた生活保護法に基づき決められる。就学援助や住民税非課税などの他の制度の支給対象の指標にもなっており、引き下げの正当性が否定されれば、国の政策に影響を与える可能性がある。

争点は、基準の決定にあたり、厚労相の裁量権の逸脱があったといえるかどうかだった。

生活保護費をめぐっては国が13年、食費など生活費にあたる「生活扶助」の支給額について、３年間で約670億円を削減する方針を決定。物価下落を生活扶助費に反映させるデフレ調整（4.78％減額）を実施した。

判決は、生活保護基準を定めるにあたり、予算や専門的な見地から決定されるとして厚生労働相には裁量があるとした。

生活保護訴訟
大阪地裁の判決に大阪府内の全自治体が控訴

2021年３月５日

国が生活保護費を引き下げたのは違法だとして、事務手続きをした自治体の決定を取り消した大阪地方裁判所の判決について、５日に大阪府内の自治体が控訴しました。

生活保護の支給額について、国は平成25年から27年にかけて物価の下落などを反映させる形で最大で10％引き下げ、大阪府内の受給者42人は「最低限度の生活を保障した憲法に違反する」などとして、支給事務を行う大阪市などの12の市を相手に引き下げの取り消しを求めていた。

大阪地方裁判所は２月22日、支給額を引き下げた厚生労働省の判断について「裁量権の逸脱や乱用があり、生活保護法に違反している」などとして、引き下げを行った自治体の決定を取り消す判決を言い渡した。

厚生労働省によると、12の市と対応を協議した結果、すべての市が判決を不服として、５日に大阪高等裁判所に控訴したという。

一方、原告の代理人の弁護士は、国の慰謝料の支払いが認められなかったことを不服として近く控訴する方針を明らかにした。

生活保護費の引き下げをめぐっては、全国29か所で集団訴訟が起こされていますが、違法と判断して引き下げを取り消したのは初めてで、自治体や国の対応が注目されていました。

生活保護申請　１月は７％増
宣言再発令影響か

厚生労働省は、１月の生活保護申請は２万61件で、前年同月と比べて7.2％増えたと発表した。前年同月からの増加は５カ月連続。11都府県に新型コロナウイルス緊急事態宣言が再発令された影響があるとみられる。

一方、全国に初めて緊急事態宣言が出され、休業要請が相次いだ昨年４月は、申請件数が２万1486件と前年同月比で24.9％増えていた。伸び率が昨年４月より低い理由について、厚労省は「生活費の貸し付けや雇用調整助成金などの支援制度を拡充した効果が出たのではないか」としている。

１月から生活保護を受け始めた世帯は１万6072世帯で、前年同月比で8.2％増えた。

全体の受給者は204万9630人で、前年同月から0.9％減った。受給世帯は前年同月比0.2％増の163万8184世帯。65歳以上の受給世帯は90万1805世帯となった。

1977.12.3 第3種郵便物認可 15
(発行日)2021.5.15 SSKP 通巻第7656号

第2回『世界は開いているから仕方がない』村山 哲也

**東南アジアや東アフリカで何度も経験してきた新しい世界との出会い。
障害もそんな「新しい世界」のひとつとして立ち現れてきたのです。**

2014年、ぼくはルワンダという東アフリカの小国で働いていました。彼の地の学校教育をより良くするためのお手伝いをするという仕事でした。

８月のある日、助手席に乗っていた車がスリップして、国道から谷に転がり落ちてしまいました。

幸運にも助け出されたものの、事故の翌日、ルワンダの首都キガリの病院で**「おそらくもう歩けないでしょう」**と告げられました。ベッドで寝返りもできない状況でそれを聞きました。手術を受けて、車イスで日本に搬送され、約１年間入院生活が続きました。胸椎６番での脊髄損傷、下半身完全麻痺。50歳のときでした。

退院後の収入が心配でしたけれど、労働災害申請が認められ、一息つきました。

もちろん、障害者って存在を知らないわけじゃなかった。でも、なってみればただの初心者。褥瘡(じょくそう)や痙性(けいせい)という言葉も、それまで知りませんでした。

新しい世界のガイドブックとして、ベッドの上で、障害に関する本や障害者自身が書いた本を何冊も読み耽りました。

障害者自身の体験談では、中途障害を得て苦しんで**「死んだほうがまし」**と思ってしまう、障害を受容の段階で苦しむケースがいくども出てきました。でも、本の中の彼らは、海外旅行に行っちゃうとか、障害者スポーツに目覚めるとか、新たな事業を始めちゃうとか、みなさん障害を乗り越え、意気盛ん。うん、すごいなぁ。

でも、障害者の多くが本を書くわけじゃないでしょう。未来に明るい展望が見えずに鬱々としながら過ごしている人、収入や介護が十分に得られない人……。たくさんおられるに、違いない。

さらには障害者の家族の人たち、特に重度の障害を持つ人の親たちが**「自分が死んだらこの子はどうなるのか」**という思いに悩んでいる。

多くの無言の障害者が今日も過ごしているだろう日々の大変さ、生きづらさが、より実感を伴って新参者のぼくに迫ってきたのです。

ルワンダ以前にも、20代後半から、東アフリカや東南アジアの国々で教育支援を仕事としてきました。知らない世界に行く、そこで暮らす人たちと交流し、でも仕事が終われば そこを去り、また違う世界に入っていく。そんな生活を20年以上続けてきました。

そして50歳で新たに出会った「障害者の世界」。これまで出会ってきた多くの世界と同じように、障害者という新しい世界は、自分の価値観を問い直すことをぼくに問いかけるのです。

この連載「世界は開いているから仕方ない」では、そんな「障害者の世界」のことを、みなさんと一緒に考えていけたらと思っています。どうぞ、よろしくお願いします。

「今日のお客さんは誰かな？」教室の中をのぞき込む子どもたち。ルワンダにて

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.5.15 SSKP 通巻第7656号

事故当時の記憶は 今でも鮮明に覚えている

渋谷　真子

先月号では自己紹介をさせて頂きました。今回は事故当時の状況と、その時の心境を書いていこうと思います。

その日は小雨が降る日だった。後ろ向きで座りながら移動し、作業の手伝いをしていたその時、右側のお尻が急に下にずり落ちた。続いていると思った足場がなく、何もない場所にお尻をついていたのだ。「あれ？」っと思った時には空を見上げ、次の瞬間には体に衝撃が走り、地面にいた。

駆け寄ってきた父が「池から出れ！」と言っているが、自分が池に浸かっていることも気づいてない。体を動かしてみようと思っても動かない。

そして咄嗟に思った。「スマホがズボンのポッケの中だ…」と。

父に「スマホとって！水没してるかもしれないから頂戴！」と自分の体よりもスマホを優先して心配をしていた。もうその時は自分の体の異変には気付いており、頭の片隅で「歩けない系のだな」って感じていた。

だからこそ壊れてないスマホを確認してカメラを起動し自撮りをした。

一生に一度しかないかもしれない。誰しもが経験することではない。

貴重な体験の軌跡を残しておきたかった。そこからは救急車で運ばれたが、初めての救急車の中も楽しみ。病院について手術準備する間も看護師さんと「あーだこーだ」楽しみながら、緊張感なく過ごした。(詳細はエッセイ本で確認してください)

ただ一つ大事な行動をしたのが、担当主治医が手術前の挨拶に来た時に「ある程度は認識してます。だから何も隠さずに伝えてください」と言ったこと。自分が自分のことを知らないという環境にさせないこと。自分のことは自分でしっかりと把握する。

それの始まりがここからなのかもしれないと今では思う。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

エッセイ本

「普通で最高でハッピーなわたし　～特別でもなんでもない２度目の人生」

（扶桑社）　書店・Amazonにて発売中

万華鏡 24 悼む

千葉県支部 出口 臥龍

どんなケースであれ、幼い児童の死亡事故、死亡事件というのは痛ましい。小生は受傷前まで仕事にかまけて、育児はまるまるカアチャンに任せっぱなしだったが、我が家に起きたとしたら発狂していたかもしれない◆最近、我が家の近くで事故は起きた。大雨が断続的に降る日だった。場所はショッピングセンターや郊外型レストランが密集する商業地域。車の往来が激しい。道路はY字型になっていて、横断歩道もない。タクシーの運転手でさえ嫌がる、いわく付きの交差点で事故は起きた。道路を渡ろうと待機していた児童を、軽乗用車が引っ掛けた。児童は救急搬送されたが、二時限後に病院で息を引き取った◆報道各社がいっせいに報じた。「現行犯逮捕」「自称保育士○○○○（○○歳」実名入りである。派手な言葉がテレビニュースでも流れた。各社記事が似たり寄ったりというのは、所轄署の発表をそっくり引用したからだ。「こりゃ変だ」とすぐさま思った。意図的な、轢き逃げ事件のような印象を与える。容疑は、「過失致死」に変わった◆加害者を庇うつもりはない。だが保育士は保母さんだ。それなりの自覚をもって仕事に取り組んできたに違いない。「二次事件」の起きないことを願いたい。……合掌。

令和２年７月豪雨災害支援金のお願い

昨年７月３日から熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地において集中豪雨が発生しました。熊本県南部を中心に死者数は60人以上になっています。被災された皆様にはお悔やみ申し上げます。当会においても支援金のお願いをしています。

〔記〕

【お振込先】

１、銀行振り込みは……三井住友銀行　葛西支店
普通　４７５７６６０
口 座 名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

２、郵便振替は……００１１０－２－１７００７６
加入者名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

また今後も全国各地で災害が発生したときのために継続的に支援金の募集をさせて頂くことになりました。皆様からのご協力を心よりお願い申し上げます。

代表理事　大濱　　眞

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.5.15 SSKP 通巻第7656号

組織部報告５月

●新入会員

山形県支部　蒲　倉　裕　一

●死亡退会

謹んでお悔やみ申し上げます

千葉県支部　吉　岡　久　一　様
東京都支部　角　本　憲　治　様
神奈川県支部　岡　座　国　男　様
神奈川県支部　路　川　十九夫　様
宮崎県支部　梅　戸　勝　男　様

○支部長変更／支部所在地変更

千葉県支部　〒261-0001
千葉県千葉市美浜区幸町１－１－１－921
支部長　露　崎　耕　平
TEL：090－1846－1058
FAX：043－245－3751

○支部所在地変更

福岡県支部　〒802-0001
福岡県北九州市小倉北区浅野３丁目
８番１号AIMビル６Ｆ
（一社）Wings Job内
福岡県脊髄損傷者連合会
支部長　藤　田　幸　廣
TEL：093－953－9730
FAX：093－953－9731

＜編集後記＞

今月の脊損ニュースで千葉県木更津市にて行われたイベントの報告は続いております。

このイベントには私も参加させていただいたのですが大変勉強になるイベントでした。特にピアサポートの関係では千葉リハの職員のみなさんがピアサポートの有効性をお話ししてくださって、長年の千葉県支部の皆さんの取り組みが大きく実ったのだと実感しました。千葉県支部の皆さん、本当にお疲れ様でした。

残念ながら、新型コロナの影響で大きな会場に参加者はまばらでしたが、とても良いイベントなので、次回こそはコロナが落ち着いて来客数を増やしていただきたいと思いました。

また今年度は千葉県支部だけでなく、札幌支部、山形県支部、東京都支部、群馬県支部等で大きなイベントを開催する予定です。今後の新型コロナの状況にもよりますが、ぜひ皆様のご参加をお待ちしています。（安）

原稿をお寄せください

各支部で発行する機関紙に掲載された研修会や行事の報告等をお寄せください。また、会員の皆様で、旅行記や意見、エッセイなどの原稿も、本部へお寄せください。役立つ情報を共有したいと思います。あわせて支部機関誌も本部にお送りください。参考にさせていただきます。

私小説、ご自分の研究報告、体験談など多彩な原稿をお寄せください。

また、以前に利用したホテルなどの情報もお寄せください。

お待ちしています。

全国脊髄損傷者連合会支部所在地一覧　2021年４月８日現在

	支部長名	支部名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
	大濵　眞	本部	152-0034	東京都目黒区緑が丘2-15-14　村上ビル102	03-6421-4588	03-6421-4665
1a	廣島雄偉	北海道	072-0822	北海道美唄市南美唄町大通５丁目	0126-63-4650	0126-63-4650
1b	竹田　保	札幌	065-0014	北海道札幌市東区北14条東14丁目2-5　光星ビル	011-748-6220	011-748-6221
2	山田憲史	青森県	038-1305	青森県青森市浪岡大字杉沢字井ノ下76-17　石橋美智夫方	0172-78-2429	0172-78-2429
3	日當万一	岩手県	020-0831	岩手県盛岡市三本柳8-1-3　ふれあいランド岩手　内	019-637-8001	019-637-8001
4	三浦重泰	宮城県	983-0836	宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-2　宮城県障害者福祉センター	022-293-5503	022-205-1623
5	小森一昭	秋田県	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5　秋田県心身障害者総合福祉センター内　全脊連	018-896-7750	018-896-7750
6	中島幸生	山形県	990-2471	山形県山形市羽黒堂475-3　高橋玲子方	023-643-7277	023-643-7277
7		福島県		設立準備中		
8	稲田康二	茨城県	310-0905	茨城県水戸市石川2-4060-3　館ハイツ	029-252-8486	029-252-8487
9	佐々木清美	栃木県	321-3322	栃木県芳賀郡芳賀町東水沼1931-5	028-677-0676	028-677-0676
10	飯塚智宏	群馬県	379-2144	群馬県前橋市下川町8-3	027-265-6580	027-265-6580
11	下重敏子	埼玉県	350-0011	埼玉県川越市久下戸3387-5　菊地方	090-6108-1666	049-293-9898
12	露崎耕平	千葉県	261-0001	千葉県千葉市美浜区幸町1-1-1-921	090-1846-1058	043-245-3751
13	祐成常久	東京都	124-0025	東京都葛飾区西新小岩1-1-2-207	03-6323-9288	03-6323-9288
14	赤城喜久代	神奈川県	252-0207	神奈川県相模原市中央区矢部新町１番9-101号	042-852-3525	042-852-3525
15		新潟県		設立準備中		
16	土谷　勉	富山県	934-0033	富山県射水市新片町5-118	0766-86-2766	0766-86-2766
17	田中弘幸	石川県	921-8064	石川県金沢市八日市４丁目403番地　八日市住宅108号	076-240-6980	076-240-6980
18	黒田泰弘	福井県	919-0474	福井県坂井市春江町西太郎丸3-16-4　竹下輝政方	0776-51-4750	0776-51-4750
19	小林文彦	山梨県	405-0001	山梨県山梨市西60藤ノ木団地347号　金子一洋方	055-322-7377	055-326-3693
20	玉木一成	長野県	380-0928	長野県長野市若里５丁目14番3-109号　若里西町団地	026-223-0222	026-223-0222
21	早矢仕幸男	岐阜県	501-2105	岐阜県山県市高富720-28	0581-22-4866	0581-22-4866
22		静岡県		設立準備中		
23	吉田憲司	中部	490-1102	愛知県あま市石作北浦102-1	052-441-7867	052-441-7867
24	松田靖利	三重県	510-0244	三重県鈴鹿市白子町2989-5	059-386-9733	059-368-2700
25	前野　奨	滋賀県	525-0034	滋賀県草津市草津３丁目14-40	077-569-5111	077-569-5177
26	山本英嗣	京都府	621-0043	京都府亀岡市千代川町小林下戸32-10	0771-20-2319	0771-20-2319
27	羽藤　隆	大阪府	530-0015	大阪府大阪市北区中崎西２丁目３番36号　猿木方	06-6371-3831	06-6371-4854
28	三戸呂克美	兵庫県	674-0068	兵庫県明石市大久保町ゆりのき通2-3-5　サウススクェア1-205	078-934-6450	078-934-6450
29	平岡俊二	奈良県	637-0006	奈良県五條市岡口1-8-21	090-3659-7308	
30	上道廣己	和歌山県	649-1443	和歌山県日高郡日高川町和佐2223-5　障害者ピアサポートセンター内	0738-53-8068	0738-53-8069
31	福永幸男	山陰	682-0946	鳥取県倉吉市横田497	090-1359-6488	0858-28-0097
32		島根県		設立準備中		
33	珍行美貴夫	岡山県	711-0903	岡山県倉敷市児島田の口7-7-4	086-477-6880	086-470-1018
34	高森　誠	広島県	730-0813	広島県広島市中区住吉町21-4　パークヒルズ住吉町301号	082-258-3315	082-258-3315
35		山口県		設立準備中		
36	西原健一	高知県	780-8040	高知県高知市神田2527-4	090-7570-5091	088-831-4412
37	毛利公一	香川県	768-0104	香川県三豊市山本町神田1223　長谷川　奨方	0875-63-3281	
38	井谷重人	愛媛県	790-0054	愛媛県松山市道後北代10-37　アドラーブル道後202号	090-2891-0941	089-989-7420
39		徳島県		設立準備中		
40	藤田幸廣	福岡県	802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野３丁目８番１号　AIMビル6F　(一社) Wings Job内　福岡県脊髄損傷者連合会	093-953-9730	093-953-9731
41		佐賀県		設立準備中		
42		長崎県	857-0134	長崎県佐世保市瀬戸越２丁目５番7-106号　泉福寺住宅８号館　蔵屋準方	0956-49-3518	
43	福島光男	熊本県	861-1214	熊本県菊池市泗水町田島597-12　松川健二方	0968-38-7228	0968-38-7228
44	穴見義博	大分県	879-6635	大分県豊後大野市緒方町軸丸2637　高原政寿方	0974-42-2526	0974-42-2602
45	矢野光孝	宮崎県	889-1201	宮崎県児湯郡都農町川北11950-2　黒木久志方	0983-25-1496	0983-25-1496
46	前田　究	鹿児島県	899-5656	鹿児島県姶良市西姶良４丁目3-16　入来院　望方	0995-65-8572	0995-65-8572
47	仲根建作	沖縄県	901-2121	沖縄県浦添市内間5-4-3　ハウジングシーサー101　障がい者ITサポートおきなわ内	098-961-6715	098-961-6716

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

Happy car life

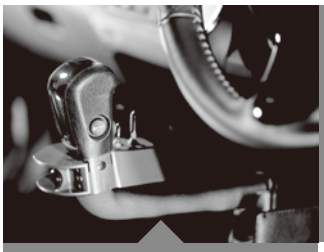

車いすを屋根上へ収納
車いす収納装置
オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降
リモコン式
乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ
手動運転装置
APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート
車いす収納装置
ウィンチェア

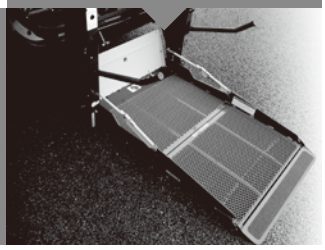

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和三年五月十五日発行　SSKP　通巻第7656号

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
発行人　（公社）全国脊髄損傷者連合会
東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

頒価五〇〇円
印刷・製本　コロニー印刷